（用地対策官の設置期間の特例）

**第十七条の二**　第百四十三条の用地対策官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（事業対策官の設置期間の特例）

**第十七条の三**　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（宮城南部復興事務所の設置期間の特例）

**第二十二条**　東北地方整備局宮城南部復興事務所は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（久慈川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

**第二十三条**　関東地方整備局久慈川緊急治水対策河川事務所は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

| 所属地方整備局 | 名称 | 位置 | 管轄区域 | 所掌事務 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | |
| 関東地方整備局 | 利根川ダム統合管理事務所 | 前橋市 | 利根川上流ダム群（利根川矢木沢ダム及び藤原ダム、楢俣川奈良俣ダム、赤谷川相俣ダム、片品川薗原ダム、吾妻川八ッ場ダム、神流川下久保ダム並びに渡良瀬川草木ダム） | 操作その他の管理の調整 |
| （略） | | | | |

（用地対策官の設置期間の特例）

**第十七条の二**　第百四十三条の用地対策官のうち二人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十三条の用地対策官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（事業対策官の設置期間の特例）

**第十七条の三**　第百四十五条の事業対策官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（宮城南部復興事務所の設置期間の特例）

**第二十二条**　東北地方整備局宮城南部復興事務所は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（久慈川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

**第二十三条**　関東地方整備局久慈川緊急治水対策河川事務所は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

| 所属地方整備局 | 名称 | 位置 | 管轄区域 | 所掌事務 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | |
| 関東地方整備局 | 利根川ダム統合管理事務所 | 前橋市 | 利根川藤原ダム | 改良工事 |
| | | | 利根川上流ダム群（利根川矢木沢ダム及び藤原ダム、楢俣川奈良俣ダム、赤谷川相俣ダム、片品川薗原ダム、吾妻川八ッ場ダム、神流川下久保ダム並びに渡良瀬川草木ダム） | 操作その他の管理の調整 |
| （略） | | | | |